

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
104	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	<p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 ※令和5年3月31日事業終了 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるように、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務</p> <p>【住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務】 ※令和5年3月31日事業終了 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に鑑み、低所得者世帯を支援する観点から、「令和4年度岡崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活応援金支給事務実施要綱」(令和4年10月3日公開)に基づき、住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務</p> <p>【令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 ※令和5年3月31日事業終了 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年9月26日付け府政経運第394号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)を支給する事務</p> <p>【令和5年度岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金を支給する事務】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援する観点から、「令和5年度岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金支給事務実施要綱」に基づき、住民税非課税世帯等に生活応援金を支給する事務</p>
③システムの名称	1 福祉総合システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 7 生活応援金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の101の項</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4</li> </ul> <p>【情報提供】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課、福祉部ふくし相談課
②所属長の役職名	地域福祉課長、ふくし相談課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部地域福祉課、福祉部ふくし相談課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部地域福祉課(0564-23-6851)、福祉部ふくし相談課(0564-23-6774)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月17日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	岡崎市は、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	岡崎市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和4年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるように、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和3年12月21日付け府政経連第423号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務	【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるように、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和3年12月21日付け府政経連第423号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務  【住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務】 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に鑑み、低所得者世帯を支援する観点から、「令和4年度岡崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活応援金支給事務実施要綱」(令和4年10月3日公開)に基づき、住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務  【令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年9月26日付け府政経連第394号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)を支給する事務	事前	
令和4年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 福祉総合システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	1 福祉総合システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 7 生活応援金システム	事前	
令和4年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の100の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	
令和4年10月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年9月1日時点	事前	
令和4年10月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月21日時点	令和4年9月30日時点	事前	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月30日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略)	(略)  【令和5年度岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金を支給する事務】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援する観点から、「令和5年度岡崎市住民税非課税世帯等生活応援金支給事務実施要綱」に基づき、住民税非課税世帯等に生活応援金を支給する事務	事前	
令和5年6月7日	II しきい値 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日時点	令和5年6月1日時点	事前	
令和5年6月7日	II しきい値 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年1月1日時点	令和5年6月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 (略)  【住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務】 (略)  【令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 (略)	【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 ※令和5年3月31日事業終了 (略)  【住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務】 ※令和5年3月31日事業終了 (略)  【令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 ※令和5年3月31日事業終了 (略)	事前	
令和5年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の101の項 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	事前	
令和5年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4 【情報提供】 なし	【情報照会】 ・ 番号利用法第19条第8号 別表第2の121の項 【情報提供】 なし	事前	
令和5年12月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部ふくし相談課	福祉部地域福祉課、福祉部ふくし相談課	事前	
令和5年12月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	ふくし相談課長	地域福祉課長、ふくし相談課長	事前	
令和5年12月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部ふくし相談課	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部地域福祉課、福祉部ふくし相談課	事前	
令和5年12月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ 請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部ふくし相談課(0564-23-6774)	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部地域福祉課(0564-23-6851)、福祉部ふくし相談課(0564-23-6774)	事前	
令和5年12月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	
令和5年12月25日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	